

令和7年度

定期監査結果報告書

富田林市監査委員

富 監 第 1 6 号

令和8年5月1日

富田林市長 吉村 善美 様

富田林市監査委員

中川 元

花岡 秀行

寺内 裕介

定期監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

市民人権部

市民窓口課、金剛連絡所、環境衛生課、人権・市民協働課

2. 監査の期間

令和7年11月5日 ～ 令和8年3月31日

3. 監査の範囲

令和6年10月～令和7年9月分の事務・事業

4. 監査の方法

今回の監査は、前記監査の対象、監査の期間、監査の範囲における財務に関する事務や経営に係る事業の管理に関する事務が関係法令等に従い適正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を受け、関係書類の調査とともに、必要に応じて担当職員から説明を聴取し、現状の把握を行う方法により実施した。

また、内部統制に関しては、適宜、提出を求めたリスク評価シートから、適切なリスクマネジメントがなされているかについても確認を行った。

5. 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部において、検討・改善等を要するものが見受けられたので、善処されるよう要望する。

なお、検討・改善等の指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

以下、監査結果について記述する。

【市民窓口課】

市民窓口課は、戸籍係と窓口係で構成される。

戸籍係では、戸籍の届書の受付及び記録、民刑事処分の通知整理、人口動態調査、埋火葬許可証の交付、市区町村在留関連事務、部及び課の総合的な調整に関することを、窓口係では、住民基本台帳に係る統計及び報告、住民基本台帳及び戸籍の附票、個人番号カード、印鑑登録、公的個人認証、自動車の臨時運行許可、住民実態調査、窓口業務で処理する各種証明書の交付、手数料の徴収、一般旅券発給事務に関することをそれぞれ分掌している。

○ 中長期在留者住居地届出等事務について（意見・要望）

法務省出入国在留管理庁の報道発表資料によると、令和7年6月末現在における中長期在留者数は、全国で395万6619人（前年末比18万7642人、5.0%増）、大阪府では36万390人（前年末比2万6826

人、8.0%増)である。また、同日現在の本市の在留外国人数は、2587人で、人口減少が進む本市にあって現在も増え続けている。

本事務は、中長期在留者が本市への転入ならびに転出する際の届出等にかかる事務であるが、転入・転出時の届出や住民税の申告・納税をはじめとする諸手続の徹底にとどまらず、外国人の受入環境の整備、すなわちコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、国際交流・国際協力、地域における多文化共生推進体制の強化といった施策を推進するためにも不可欠の事務の一つといえる。

本事務のみならず上記手続や施策の周知について、引き続き案内文の多言語化を進めるとともに、公共空間における視覚的な表示やスマートフォン普及にあわせたよりわかりやすい案内等に努められるよう要望する。

【金剛連絡所】

金剛連絡所では、窓口係が、市行政事務中、窓口事務の一部処理、市税その他の徴収金の収納、市民の要望、苦情等受付連絡調整、富田林市金剛連絡所ホールの使用及び管理に関することを分掌している。

○ 金剛連絡所ホールの管理委託について（検討・改善）

金剛連絡所ホールの管理については、平日昼間は金剛団地自治会に年間29万400円で、夜間等は富田林市シルバー人材センターに年間140万円で委託している。

平日昼間における実際のホールの管理事務をみても、鍵の開閉、使用者の確認、使用者への注意事項の説明、使用後の後片付けの指導・確認、使用完了報告書の配布と回収といったものであり、金剛連絡所の業務を担う職員において他の業務の傍ら対応が可能と思われる。これまで長きにわたり金剛団地自治会に管理を委託してきたが、前述の管理事務の内容からは同自治会が管理を担う必然性に乏しく、見直しを検討すべきである。

○ 金剛連絡所連絡便業務（検討・改善）

公益社団法人シルバー人材センターに、毎年度特命随意契約で金剛連絡所清掃及び連絡便業務を委託している。このうち、連絡便業務は、金剛連絡所と本庁各所間を一定の時間帯に定められたコースで、特定の担当者1名が主に書類等を自家用車で運搬する業務にあっている。

業務委託契約書をみると、契約の履行にあたっては、受注者が加入する傷害保険が適用されて労働災害保険は適用されず、また、受注者は、自己又は従事者の故意又は過失により、発注者又は第三者に対して損害を与えたときは、本市との協議のうえその損害を賠償する責任を負うものの、受注者が加入する賠償責任保険の補償範囲においてのみ賠償責任を負うとなっている。

また、連絡便業務に使用する自家用車の事故の補償について確認したところ、従事者個人の加入している任意保険等での対応になるとのことであるが、任意保険の種類によっては担保されない可能性もあるため、事故等の発生時の保険適用が十分になされるのか、従事者や第三者の傷害等の保険や、取扱書類等についての損害賠償保険として欠けるところがないか、また従事者個人所有の車両の業務使用にあたり適正な手続きがなされているかについても、常に確認が必要である。

なお、現金の運搬については、本業務外であり、金剛連絡所の職員が担っているとのことである。しかしながら、現金の運搬という様々な危険性を考慮すると、複数名で担当する体制を検討すべきである。

【環境衛生課】

環境衛生課は、公衆衛生係、ゴミ対策係、生活環境係で構成される。

公衆衛生係では、市営葬儀、防疫、公衆浴場、市立霊園及び市立斎場の管理運営、そ族及び昆虫、墓地及び埋葬、課の総合的な調整に関することを、ゴミ対策係では、一般及び臨時の廃棄投棄物の処理及び処分、一般廃棄物処理業者（し尿浄化槽汚泥の収集運搬）及びし尿浄化槽清掃業者の許可、監督、ごみの減量対策の企画立案及び実施、焼却場建設に係る地元対策、南河内環境事業組合との連絡に関することを、生活環境係では、公害防止対策、産業廃棄物、富

田林市土砂埋立て等の規制に関する条例の実施、あき地の適正管理に関する条例の実施、都市景観及び美観行政、環境美化の啓発及びまちを美しくする市民運動推進会議の事務局、省資源及び地球環境対策、富田林市環境保全審議会の事務局、石川を美しくする市民運動協議会の事務局、専用水道の布設工事の設計の確認等、簡易専用水道の給水停止命令等、飲用井戸等(特設水道を除く。)、特定外来生物、鳥獣の保護(捕獲飼養等の許可を含む。)及び狩猟の適正化、動物の愛護及び管理、飼犬の登録に関することをそれぞれ分掌している。

○ 富田林市立霊園（及び斎場）について（意見・要望）

富田林市公園墓地富田林霊園（以下「富田林霊園」という。）については、富田林市霊園条例（以下「霊園条例」という。）第11条所定の（永代）使用料から成る富田林霊園の施設整備資金に充てるための富田林霊園施設整備基金（富田林霊園施設整備基金条例第1条等、以下「施設整備基金」「施設整備基金条例」という。）と、霊園条例第12条所定の維持費から成る富田林霊園の円滑な運営を図るための富田林霊園運営基金（富田林霊園運営基金条例第1条等。以下「運営基金」「運営基金条例」という。）が形成され、運営されている。霊園条例によれば、既納の（永代）使用料や既納の維持費（10年単位で前納）は、原則還付しないが、当該使用墓所の全部を返還したときは、既納分の一定割合や未到来の年度数に応じてこれを精算して還付するとされている（霊園条例第13条）。

所管課である環境衛生課から提出を受けた資料や情報によると、令和元年度から当該使用墓所の全部返還数は増加し、空き区画が増加している。各年度末の使用区画数（令和6年度末現在4343）も減少してきていることから、このまま推移すると、数十年後には総区画（4983）のうち相当割合が空き区画となると見込まれる。

そして、維持費から成る運営基金は、10年毎の前払いという条項から生ずる一定の変動はあるものの霊園使用者から継続的に維持費の入金があることから現時点では枯渇することはない。とはいえ、使用区画数が減少する

なか、今後も運営のための支出が継続することから、長期的に見ても潤沢な基金残高は見込めない。

また、(永代) 使用料から成る施設整備基金は、霊園使用者が使用許可を受けた当初に(永代) 使用料を支払うにとどまるものであり、施設整備のための費用に充てるための基金であったことから富田林霊園開園のための整備費用償還に充てられ、平成28年に基金が枯渇した以降は、当該使用墓所の全部返還があらたな使用許可による使用開始を上回り、当該使用墓所の全部返還が増え、使用区画数が減少し続けるなか、毎年一般会計から相当金額の支出を強いられる事態が続いてきているところである。

本市は、令和7年4月、霊園条例の当該使用区画の全部返還の際の既納分の還付割合を引き下げるなど霊園条例改正を行ったが、遡及適用されないことから、当面の解決策として大きな効果は期待しにくい。

また、運営基金を使用料還付金に充てるという考え方については、前述したように、運営基金と施設整備基金の目的が異なるということから、規定上困難である。

本市は、令和8年3月議会で、霊園条例を改正し、霊園が富田林市民に適切な墓地霊園を提供するという公共の目的を維持しつつ、民間の霊園運業者のノウハウを取り入れた霊園運営を図るという趣旨から指定管理者制度の導入を視野に入れた維持運営を図ることと、多様な市民の墓地霊園ニーズに応えることができるように柔軟な管理運営が行えるようにした。なお、斎場についても霊園とともに指定管理者制度の導入を視野に入れた条例改正がなされた。

監査委員としては、市議会の議決を経た改正霊園条例等にもとづく本市の霊園運営の改善を当面見守る所存である。しかし、いずれの施策を推進する場合であっても、前提として、墓地霊園に対する富田林市民のニーズに応えるものであること、そして可能な限り受益者負担を基本とした持続可能な運営を目指すこと、この二点を踏まえたうえで、希望する市民へ市営の墓地として適切な条件で墓地霊園が提供されることを要望する次第である。

【人権・市民協働課】

人権・市民協働課では、多文化共生・人権プラザ（TONPAL）の管理運営、事業、施設及び設備の管理に関することを分掌するほか、人権・男女共同参画係、市民協働係で構成される。

人権・男女共同参画係では、同和問題を始めとする人権問題の総合調整、人権擁護推進に係る企画及び連絡調整、人権意識の啓発及び高揚、人権擁護委員、非核平和の啓発、男女共同参画社会づくりの啓発、男女共同参画社会づくり施策に係る調査研究、男女共同参画社会づくり施策の推進及び連絡調整、男女共同参画センター、課の総合的な調整に関することを、市民協働係では、町総代及び地縁団体、市民との協働についての総合的な企画及び調整、市民公益活動（NPO、ボランティア等）の施策の推進及び調整、市民公益活動センター、特定非営利活動法人の認証及び指導監督、住民活動、住民活動災害保障保険、大学との連携に係る調整、多文化共生、国際交流に関することをそれぞれ分掌している。

○ 市立集会所管理業務の委託等について（意見・要望）

令和8年3月議会で、富田林市立集会所条例（以下、この項で「条例」という。）が制定された。

設置目的は、「市民の福祉の増進、コミュニティ及び自治振興の促進を図るため」に設置するとし（条例第1条）、既存の4か所の集会所を条例に位置づけた（条例第2条）。そして、集会所の使用許可とその条件、使用者の責務、許可の取消し等について規定した（条例第3条ないし第6条）。そして、使用料は、無料とした（条例第7条）。

この点について、使用料を無料とすることは、たしかに設置目的に適うものである。

一方で令和7年度事業評価シートでは、受益者負担のあり方の検討や、施設の老朽化や施設管理の効率化の検討が必要であると評価されている。

現在、市立集会所は、小学校の空き教室や老人憩いの家の一室など公共的空間の転用・再利用という形で実現しているが、施設の老朽化や施設管

理の効率化といった課題、さらには一部の集会所では利用率も低いことから、同シートでの設置目的の実現に必ずしもマッチングしているとは言いがたいという指摘にも一理ある。また、現在、4か所の集会所は、地元の住民らに管理委員会を構成してもらい、これらの管理委員会に委託料を支払って管理してもらっているが、管理委員会の今後の構成メンバーの確保に課題が見受けられる。

設置目的に地域コミュニティ活動の場としての役割を担うという点で共通点があるTONPALが有料であることとの違いは施設の新しさや機能面の充実ということなのか、今一度検討の必要性があるのではないか。

例えば、管理運営は自治会等地元団体に無償で担ってもらい、施設管理の効率化に向け担当課も協力し利用方法等について話し合っ提案してもらおう。その代わりに、本市もお金を出して施設を改良し設備を充実化して設置目的に適う方向で利用を高めてもらうというのはいかがであろうか。

以上

監査等指摘事項一覧表

令和7年度定期監査 市民人権部

令和8年5月1日報告

	課名	指摘区分	項目	内容
1	市民窓口課	意見・要望	中長期在留者住居地届出等事務について	<p>法務省出入国在留管理庁の報道発表資料によると、令和7年6月末現在における中長期在留者数は、全国で395万6619人（前年末比18万7642人、5.0%増）、大阪府では36万390人（前年末比2万6826人、8.0%増）である。また、同日現在の本市の在留外国人数は、2587人で、人口減少が進む本市にあって現在も増え続けている。</p> <p>本事務は、中長期在留者が本市への転入ならびに転出する際の届出等にかかる事務であるが、転入・転出時の届出や住民税の申告・納税をはじめとする諸手続の徹底にとどまらず、外国人の受入環境の整備、すなわちコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、国際交流・国際協力、地域における多文化共生推進体制の強化といった施策を推進するためにも不可欠の事務の一つといえる。</p> <p>本事務のみならず上記手続や施策の周知について、引き続き案内文の多言語化を進めるとともに、公共空間における視覚的な表示やスマートフォン普及にあわせたよりわかりやすい案内等に努められるよう要望する。</p>
2	金剛連絡所	検討・改善	金剛連絡所ホールの管理委託について	<p>金剛連絡所ホールの管理については、平日昼間は金剛団地自治会に年間29万400円で、夜間等は富田林市シルバー人材センターに年間140万円で委託している。</p> <p>平日昼間における実際のホールの管理事務をみても、鍵の開閉、使用者の確認、使用者への注意事項の説明、使用後の後片付けの指導・確認、使用完了報告書の配布と回収といったものであり、金剛連絡所の業務を担う職員において他の業務の傍ら対応が可能と思われる。これまで長きにわたり金剛団地自治会に管理を委託してきたが、前述の管理事務の内容からは同自治会が管理を担う必然性に乏しく、見直しを検討すべきである。</p>
3	金剛連絡所	検討・改善	金剛連絡所連絡便業務	<p>公益社団法人シルバー人材センターに、毎年度特命随意契約で金剛連絡所清掃及び連絡便業務を委託している。このうち、連絡便業務は、金剛連絡所と本庁各所間を一定の時間帯に定められたコースで、特定の担当者1名が主に書類等を自家用車で運搬する業務にあっている。</p> <p>業務委託契約書をみると、契約の履行にあたっては、受注者が加入する傷害保険が適用されて労働災害保険は適用されず、また、受注者は、自己又は従事者の故意又は過失により、発注者又は第三者に対して損害を与えたときは、本市との協議のうえその損害を賠償する責任を負うものの、受注者が加入する賠償責任保険の補償範囲においてのみ賠償責任を負うとなっている。</p> <p>また、連絡便業務に使用する自家用車の事故の補償について確認したところ、従事者個人の加入している任意保険等での対応になるとのことであるが、任意保険の種類によっては担保されない可能性もあるため、事故等の発生時の保険適用が十分になされるのか、従事者や第三者の傷害等の保険や、取扱書類等についての損害賠償保険として欠けるところがないか、また従事者個人所有の車両の業務使用にあたり適正な手続きがなされているかについても、常に確認が必要である。</p> <p>なお、現金の運搬については、本業務外であり、金剛連絡所の職員が担っているとのことである。しかしながら、現金の運搬という様々な危険性を考慮すると、複数名で担当する体制を検討すべきである。</p>

※ 指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、当該措置の内容を監査委員に通知すること。

	課名	指摘区分	項目	内容
4	環境衛生課	意見・要望	富田林市立霊園（及び斎場）について	<p>富田林市公園墓地富田林霊園（以下「富田林霊園」という。）については、富田林市霊園条例（以下「霊園条例」という。）第11条所定の（永代）使用料から成る富田林霊園の施設整備資金に充てるための富田林霊園施設整備基金（富田林霊園施設整備基金条例第1条等、以下「施設整備基金」「施設整備基金条例」という。）と、霊園条例第12条所定の維持費から成る富田林霊園の円滑な運営を図るための富田林霊園運営基金（富田林霊園運営基金条例第1条等、以下「運営基金」「運営基金条例」という。）が形成され、運営されている。霊園条例によれば、既納の（永代）使用料や既納の維持費（10年単位で前納）は、原則還付しないが、当該使用墓所の全部を返還したときは、既納分の一定割合や未到来の年度数に応じてこれを精算して還付するとされている（霊園条例第13条）。</p> <p>所管課である環境衛生課から提出を受けた資料や情報によると、令和元年度から当該使用墓所の全部返還数は増加し、空き区画が増加している。各年度末の使用区画数（令和6年度末現在4343）も減少してきていることから、このまま推移すると、数十年後には総区画（4983）のうち相当割合が空き区画となると見込まれる。</p> <p>そして、維持費から成る運営基金は、10年毎の前払いという条項から生ずる一定の変動はあるものの霊園使用者から継続的に維持費の入金があることから現時点では枯渇することはない。とはいえ、使用区画数が減少するなか、今後も運営のための支出が継続することから、長期的に見ても潤沢な基金残高は見込めない。</p> <p>また、（永代）使用料から成る施設整備基金は、霊園使用者が使用許可を受けた当初に（永代）使用料を支払うにとどまるものであり、施設整備のための費用に充てるための基金であったことから富田林霊園開園のための整備費用償還に充てられ、平成28年に基金が枯渇した以降は、当該使用墓所の全部返還があらたな使用許可による使用開始を上回り、当該使用墓所の全部返還が増え、使用区画数が減少し続けるなか、毎年一般会計から相当金額の支出を強いられる事態が続いてきているところである。</p> <p>本市は、令和7年4月、霊園条例の当該使用区画の全部返還の際の既納分の還付割合を引き下げるなど霊園条例改正を行ったが、遡及適用されないことから、当面の解決策として大きな効果は期待しにくい。</p> <p>また、運営基金を使用料還付金に充てるという考え方については、前述したように、運営基金と施設整備基金の目的が異なるということから、規定上困難である。</p> <p>本市は、令和8年3月議会で、霊園条例を改正し、霊園が富田林市民に適切な墓地霊園を提供するという公共の目的を維持しつつ、民間の霊園運営業者のノウハウを取り入れた霊園運営を図るという趣旨から指定管理者制度の導入を視野に入れた維持運営を図ることと、多様な市民の墓地霊園ニーズに応えることができるように柔軟な管理運営が行えるようにした。なお、斎場についても霊園とともに指定管理者制度の導入を視野に入れた条例改正がなされた。</p> <p>監査委員としては、市議会の議決を経た改正霊園条例等にもとづく本市の霊園運営の改善を当面見守る所存である。しかし、いずれの施策を推進する場合であっても、前提として、墓地霊園に対する富田林市民のニーズに応えるものであること、そして可能な限り受益者負担を基本とした持続可能な運営を目指すこと、この二点を踏まえうえて、希望する市民へ市営の墓地として適切な条件で墓地霊園が提供されることを要望する次第である。</p>
5	人権・市民協働課	意見・要望	市立集会所管理業務の委託等について	<p>令和8年3月議会で、富田林市立集会所条例（以下、この項で「条例」という。）が制定された。</p> <p>設置目的は、「市民の福祉の増進、コミュニティ及び自治振興の促進を図るため」に設置するとし（条例第1条）、既存の4か所の集会所を条例に位置づけた（条例第2条）。そして、集会所の使用許可とその条件、使用者の責務、許可の取消し等について規定した（条例第3条ないし第6条）。そして、使用料は、無料とした（条例第7条）。</p> <p>この点について、使用料を無料とすることは、たしかに設置目的に適合するものである。</p> <p>一方で令和7年度事業評価シートでは、受益者負担のあり方の検討や、施設の老朽化や施設管理の効率化の検討が必要であると評価されている。</p> <p>現在、市立集会所は、小学校の空き教室や老人憩いの家の一室など公共的スペースの転用・再利用という形で実現しているが、施設の老朽化や施設管理の効率化といった課題、さらには一部の集会所では利用率も低いことから、同シートでの設置目的の実現に必ずしもマッチングしているとは言いがたいという指摘にも一理ある。また、現在、4か所の集会所は、地元の住民らに管理委員会を構成してもらい、これらの管理委員会に委託料を支払って管理してもらっているが、管理委員会の今後の構成メンバーの確保に課題が見受けられる。</p> <p>設置目的に地域コミュニティ活動の場としての役割を担うという点で共通点があるTONPALが有料であることとの違いは施設の新鮮さや機能面の充実ということなのか、今一度検討の必要性があるのではないかと。</p> <p>例えば、管理運営は自治会等地元団体に無償で担ってもらい、施設管理の効率化に向け担当課も協力し利用方法等について話し合っ提案してもらおう。その代わりに、本市もお金を出して施設を改良し設備を充実化して設置目的に合う方向で利用を高めてもらうというのはいかがであらうか。</p>

※ 指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、当該措置の内容を監査委員に通知すること。